

注記

序—かごの中のカナリヤから 青い鳥へ

(注1) 前史についても関心をお持ちのむきは、以下の資料をご覧ください。

- * 釜ヶ崎小史試論—本間啓一郎 (「釜ヶ崎—歴史と現在」所収・釜ヶ崎資料センター編・三一書房・1993 年 6 月)
- * 大正・大阪・スラム:増補版—もうひとつの日本近代史—杉原 薫・玉井金五/編・新評論・1996 年 9 月
- * 大阪のスラムと盛り場—近代都市と場所の系譜学—加藤政洋・創元社・2002 年 4 月
- * 近世大阪の酒造働人口入屋仲間と都市社会—屋久健二 (「大阪に於ける都市の発展と構造」所収・塚田孝編・山川出版社・2004 年 3 月)
- * 近代初頭の「釜ヶ崎」—都市下層社会形成史序説—吉村智博 (大阪人権博物館紀要・第 8 号・2004 年 12 月)
- * 近代都市大阪と「釜ヶ崎」—1900～20 年代の都市下層社会—吉村 智博(特集 近代都市の展開とスラム・部落)・部落解放研究(171)・2006 年 8 月
- * 特論 10-A 釜ヶ崎、あいりん地域 (「モダン都市の系譜—地図から読み解く社会と空間」所収・水内俊雄・加藤政洋・大城直樹著・ヤカニシヤ出版・2008 年 5 月)

第 1 章 戦前期の釜ヶ崎

(1) スラムとコルネット帽

(注1) 「現代文学大系 44 武田麟太郎・島木健作・織田作之助集」筑摩書房 1967 (昭和 42) 年、青空文庫 (<http://www.aozora.gr.jp/>) で読むことができる。初出＝『中央公論』(昭和 8 年 3 月/1933 年 3 月)

(注2) 1993.6. 本間啓一郎「釜ヶ崎小史試論」52 頁。(釜ヶ崎資料センター編・釜ヶ崎・歴史と現在所収。三一書房)

(注3) 「釜ヶ崎」という地名は、現在、存在しない。「西成区史」(1968 年)には、以下のよう

に書かれている。
『釜ヶ崎の名称については、明治 33 年(1900 年) 4 月 1 日の町名改称で「同字水渡・同水渡り・同水渡釜ヶ崎・同釜ヶ崎の反別式町八反一畝八歩を区域として水崎町』と改称するとあり、釜ヶ崎の町名は、この時から公に消滅している。しかもこの水崎町は関西線以北であるから当時の南区であり、何故関西線以南の今宮村区域にこの釜ヶ崎の俗称が残ったか、その理由は明らかではない。』

1922(大正11)年	
新名称	旧名称・区域
今宮町東萩	西成郡今宮町大字今宮
	字花園の内 541の2……472
今宮町海道	字三日路の内 639の1……677の甲
	字海道畑の内 678……689の4
今宮町甲岸	字今池の内 1041の1……1046の1
	字甲岸の内 436の1……450
今宮町東入船	字釜ヶ崎の内 704の1……705の6
	字釜ヶ崎の内 691の1……702の5
	字水渡の内 691の1……702の5
	字東道の内 1010の1……1108の3
今宮町西入船	字八田の内 1094の1……1095の3
	字釜ヶ崎の内 706の2……715の4
	字甲岸の内 444
今宮町東田	字水渡の内 721の2……744の甲
	字八田の内 978の1……1095の2
	字東道の内 1006の2……1133

大阪府広報第919号大正11年3月23日

1973年町名変更	
旧町名	新町名
東・西入舟町	萩之茶屋1丁目
甲岸町・海道町	萩之茶屋2丁目
東萩町・海道町	萩之茶屋3丁目
東田町	太子1丁目
今池町	太子2丁目
山王町1・2丁目	山王町1丁目
山王町3丁目	山王町2丁目
山王町4丁目	山王町3丁目
東四条町1～3丁目	北花園町

しかし、これは事実誤認であり、関西本線が2分したのは「釜ヶ崎」であるともいえ、南部の今宮には、1922（大正11）年まで小字名として残っていたのである。このことは、1985年に釜ヶ崎資料センターの本間啓一郎が、大阪府庁本館地下の、かつて「進駐軍」が留置所として使ったという倉庫にあった未整理資料の中から「大阪府広報第919号」を発見することによって確認された。また、同時期に、1911（明治44）年の「大阪地籍地図」（吉江集畫堂）を、中之島図書館郷土資料室において見ることによって、地理上の位置を確認した。現在町名との比較を一覧で示す。

前掲 本間啓一郎「釜ヶ崎小史試論」27・28頁。及び1986.2月、小柳伸顕『なぜ「釜ヶ崎」は残されたか」釜ヶ崎資料・創刊号所収。

手元の抜き書きによると、郡昇作「日本の玄関 釜ヶ崎（1969.4.15）」92頁に「釜ヶ崎は西成郡今宮村大字釜ヶ崎字釜ヶ崎であったが、大正6年9月1日に今宮村が今宮町となるに及んで、西成郡今宮町大字釜ヶ崎には萩之茶屋、甲岸、花園の三つの字が出来た。ところが、大正14年4月1日に市域に編入されるに及んで、「今宮町大字釜ヶ崎」がなくなり、大阪市西成区甲岸町、花園町、曳舟町の如くになり」と書かれているが、「大阪府広報第919号」では「大字今宮字花園」となっており、「大字釜ヶ崎」ではない。原典資料が「大阪府広報第919号」しか手元にないので、郡説は参考にとどまる。

なお、「西成区史」に記述は、大阪府警察本部防犯部がまとめた「釜ヶ崎の実態」（1961年6月）に基づいたものであると考えられる。そこには、『明治30年4月、大阪市が隣接町村を合併したとき、今宮村の一部である字水渡、字水渡釜ヶ崎、字釜ヶ崎が同市南区に編入され、34年4月に、これらを合わせて水崎町と改称された。／従って本来釜ヶ崎と呼ばれていたところは、現在の浪速区水崎町の一部となり、正式に釜ヶ崎という地名はなくなったのである。ところがその後、南海電鉄阪堺線、国鉄関西本線、南海電鉄本線、同天王寺線で囲まれた今宮町の北端、東入船、西入船、甲岸などの地域が再び「釜ヶ崎」と俗称されるようになった。』

しかしながら、同「釜ヶ崎の実態」では、水崎町を含んで「釜ヶ崎」と総称するとしている。その事情は次のように書かれている。

『この問題地域の実態を解明するにあたり、どこまでを釜ヶ崎地域とすべきかについては種々の議論がある。それは次項「釜ヶ崎の沿革」でもわかるとおり、現在はすでに「釜ヶ崎」という地名や町名はなくなっており、俗称としての「釜ヶ崎」についても人によってそれぞれ概念を異にしているからである。／そこで本調査では、別添地図のとおり多分に各種の事情を同じくする、西成区山王町、1、2、3丁目、東田町、今池町、東入船町、西入船町、海道町、甲岸町、曳舟町、東萩町、東四条1、2、3丁目の10町を釜ヶ崎地区とし、この地区に隣接し、しかも同じような条件下にある、浪速区水崎町、馬淵町、霞町2丁目を水崎地区とし、この両地区を合わせて「釜ヶ崎」と総称することとした。』

「釜ヶ崎の実態」の2ヶ月後に発行された「都市問題研究（通巻125号）」は特集としてスラム問題を取り上げているが、当時の民生局長松本幸三郎は、「大阪市のスラム対策」の中で、釜ヶ崎、馬淵町のスラム対策としており、二つをまとめて「釜ヶ崎」とはしていない。大阪社会学研究会の「釜ヶ崎の実態（上）」では、「旧釜ヶ崎地区と飛田地区を含む14ヵ町を対象地点とした。」とされている。大阪府警察本部防犯部のいう総称「釜ヶ崎」に、山王4丁目を加えると14ヵ町となるが、本文中では、「旧釜ヶ崎」を総称「釜ヶ崎」より狭い範囲をさして使用していると判断される箇所もあり、14ヵ町

の町名の列挙がないので、必ずしも一致しているかどうか確定できない。

(注 4) 1984.12.富田一栄編「大阪における愛徳姉妹会の社会福祉事業 50 年史」。社会福祉法人愛徳姉妹会。なお、同書には、大阪市社会部報告第 218 号「大阪市に於ける隣保事業」1937（昭和 12）年刊の一部（聖心セツトルメント関係）が紹介されている。

1. 隣保事業の概況 所在地、西成区海道町／地域該当方面、今宮第一方面／地域居住世帯 15,126 世帯 人口 65,870 人／カード者数 1,542 世帯 人口 6,043 人 地域居住世帯に対してカード世帯の占める割合 10.19% （注）世帯人口は昭和 10 年 10 月の国勢調査による。カード世帯数は昭和 10 年末現在数による。労働者（自由）拾い屋等が多い。

2. 職員 医師無給 3（薬剤師を含む）／小使い、雑役、給仕一有給 2／その他 無給 7／合計 有給 2、無給 10 計 12

（注）シスターカッタンの記憶によれば、医師 1 人有給、薬剤師 1 人有給、門番 1 人有給、雑役 1 人有給で、看護婦はシスターで無給、事務受付等は聖心学院の卒業生や信者の娘さん達が無給で奉仕してくださっていたとのことである。

3. 事業 児童保護事業 子ども会、食糧補給／保健給療事業 診療／物品給与

4. 保健給療施設 診療、内科、外科、小児科

5. 食料補給 事業主体 自営／給食品目 給米券、牛乳、ミルク、昼食／人員種別 極貧者、母乳なき乳児、栄養不良の乳児、欠食児童

(注 5) 大阪市民生事業 40 年史（1962—昭和 37 年 3 月）所収。今宮共同宿泊所外観

(注 6) 大阪自彊館小史・社会福祉法人自彊館・2007

（平成 19）年 1 月



第 1 章 戦前期の釜ヶ崎

（2）職業紹介と労働紹介

(注 1) 財団法人大阪職業紹介所 20 周年報（自治 45 年 至昭和 6 年）・財団法人大阪職業紹介所・1932（昭和 7）年 3 月

(注 2) 1619（元和 5）年「公許旅人宿置ヶ所」とし

て長町が久貝因幡守正俊大坂東町奉行によって許可された事をさしていると思われます。長町には、1663（寛文 3）年働人足（米搗人・油絞人・酒造人）のための木賃宿の設置も許可されています。

(注 3) 「財団法人大阪職業紹介所 20 周年報（自治 45 年 至昭和 6 年）」に再録されている「職業紹介事業—八濱徳三郎」（初出は 1916—大正 5—年、北野職業紹介所第一年報）では、「チャールズ・ブース」となっていますが、救世軍の創設者ウィリアム・ブースのことと思われます。ブースの著作「再暗黒の英国とその出路」の訳者山室武甫は、解説の中で、1907（明治 40）年にブースが来日し、各地で集会を催したこと、それ以前に、「六合雑誌」122 号（明治 24 年 2 月 16 日）では、「將軍ブースの廃人利用策」として、「再暗黒の英国とその出路」を詳しく紹介していること、「国民之共」でも明治 25 年 4 月 23 日号と 5 月 3 日号で「倫敦窮民救済現状の一部」の中でも同書が紹介されていることを

書いています。救世軍の慈善事業、職業紹介所についての知識は、一部の人々の間である程度知られていたと思われます。この時代には、パターンリズムの批判はまだ無かったようです。

＊「再暗黒の英国とその出路」ウィリアム・ブース著・山室武甫訳・相川書房・1987年7月

＊チャールス・ブースは、社会調査の金字塔といわれる「ロンドン市民の生活と労働」（1889～1903年にかけて17巻）を1886年から18年間の調査をまとめたものとして刊行したことで有名。時期と関心領域の重なりのためか、時々、ウィリアム・ブースと混同されることがあるようです。

第2章 戦後処理の終焉と釜ヶ崎—予備知識として

（1）戦後の大阪市の福祉行政

（1）デジタルギャラリー（画像で見る歴史史料）—12 福祉行政の進展

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000003829.html>

（2）1966.7.10. 本田良寛「につぼん釜ヶ崎診療所」50頁。「38年の末に大阪市と梅田厚生館との話合いで道がついた。結核患者を含めて、いわゆる入院までいかないが安静を要する患者を梅田厚生館が引き受けてくれることになった。」

第2章 戦後処理の終焉と釜ヶ崎—予備知識として

（2）釜ヶ崎対策に欠けていた公的医療機関

（1）1973.3. 大阪市民政局「大阪市民生事業史」338頁

（2）1961.10.18. 「第39回国会衆議院地方行政委員会議録第8号」14.15.20頁

釜ヶ崎の暴動については、寺島珠雄編『労務者渡世 釜ヶ崎通信』風媒社刊（七八年八月）に、岩田秀一による新聞等に基づいた詳細な記録があり、前出「釜ヶ崎—歴史と現在」には、丹羽弘一の「釜ヶ崎—暴動の景観」がある。

（3）「釜ヶ崎の実態」の見出しは以下の通り「1. 序—調査の概要 2. 人口 3. 住居—“ドヤ”を中心に— 4. 犯罪とその周辺—飛田・釜ヶ崎地区の犯罪 5. 犯罪—飛田・釜ヶ崎地区の売春— 6. 未就学・不就学・長欠児童生徒の実態 7. 労働 8. 密集仮設住宅地区 9. 職安横町」

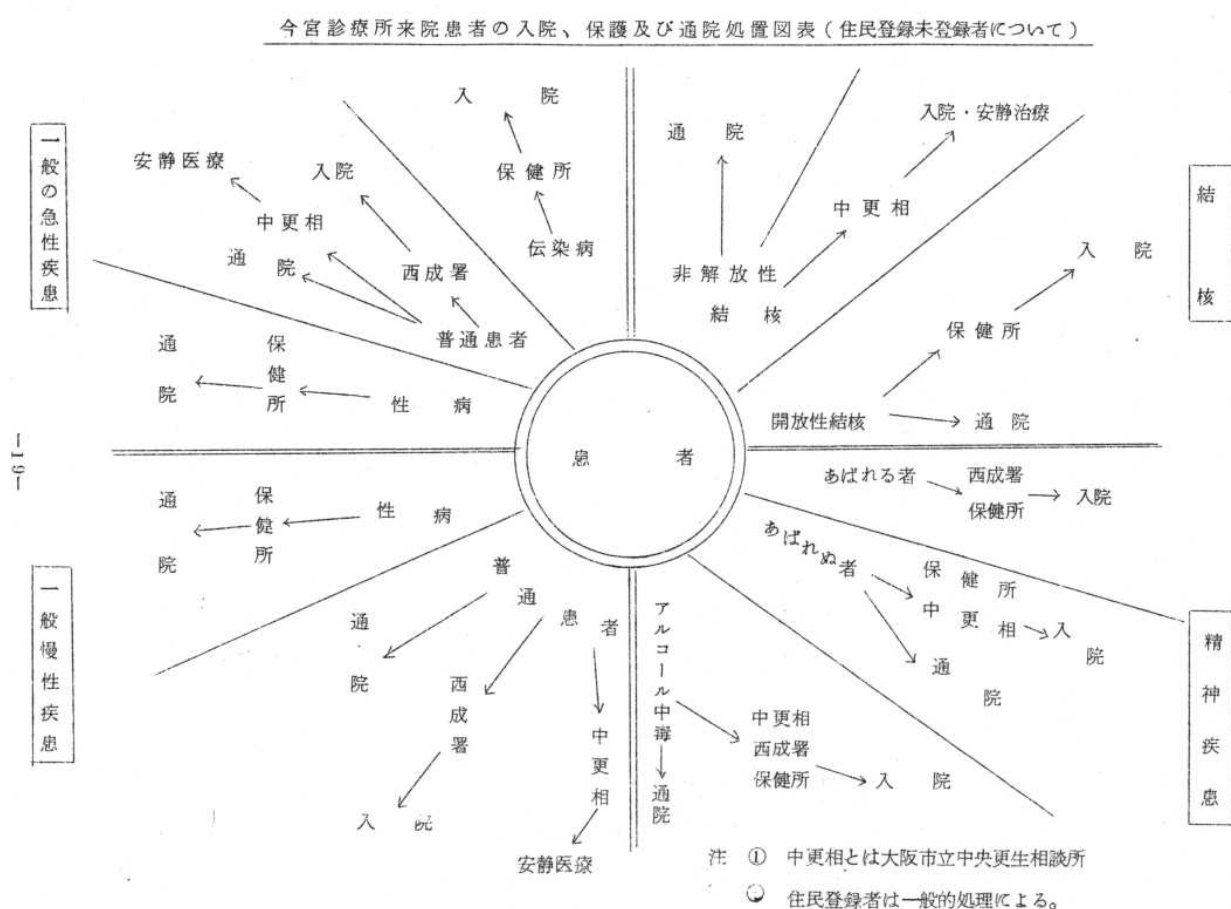
柴田記者の連載記事11回目に、歩行中骨折し、パトカーで病院に運ばれ入院した人の話が出ているが、医療問題の視点での取り上げではない。“ガード下”小屋住まいの夫婦の話で、入院した夫の入院費は医療扶助、妻は生計扶助を受けたが、夫退院後不当に生計扶助が減額された事例として取り上げられている。

なお、柴田記者の連載記事の一部は、平凡社ライブラリー「日本残酷物語 第5巻 近代の暗黒」所収の「大阪の最底辺」によっても読むことが出来る。

（4）1970.3. 「大阪市西成区環境改善地区の社会医学的調査—愛隣地区に於ける医療及び医療実態調査について—」（大阪市民生局）に「今宮診療所来院患者の入院、保護及び通院処置図表（住民登録未登録者について）」を参考のため紹介しておく。

本文でも警察による「行旅入院」が書かれているが、この図表においても、西成署が各所に出てくる。現在の感覚では、馴染みにくいですが、当時は「行旅病人」は警察の担当という理解が一般的であったのであろう。根拠は、警察官職務執行法3条『（保護）警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、応急の救護を要すると信ず

るに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。／1. 精神錯乱又は酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者。／2. 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）や保護取扱規程（1960.11.19.警察本部訓令第17号）『第5条（保護の場所についての支持等） 5 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設／第13条（関係機関への引継） 2 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法……の規定による保護の実施機関たる県知事もしくは市町村長又はその委託を受けたものに引き継ぐこと。』に置かれていたものと考えられる。



第4章 釜ヶ崎の戦災復興と第一次暴動

（1）釜ヶ崎（あいりん）とは

（1）○更生相談所条例 昭和46年6月5日 条例第28号 大阪市立更生相談所条例を公布する。

第1条（設置） 大阪市立更生相談所（以下「相談所」という。）を大阪市西成区太子1丁目15番17号に設置する。

第2条（目的） 相談所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、

児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の福祉に関する法令に基づいて、次に掲げる者の福祉に関する措置及び保護の実施を行うとともに、地域住民の生活向上と環境の整備改善を図ることを目的とする。

- (1) 環境改善地区における住居のない要保護者
- (2) 緊急に治療を要するものとして医療機関に搬送された住居のない要保護者で医療機関に入院しているもの

第3条(事業) 相談所は、福祉に関する措置及び保護の実施を行うほか、環境改善地区における住民の福祉を増進するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境改善地区の社会調査に関すること。
- (2) 職業、生活、保健その他身上の相談指導に関すること。
- (3) 勤労及び貯蓄の奨励に関すること。
- (4) 児童の就学奨励、学科指導に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

第4条(附属施設) 相談所に生活保護法の規定による更生施設として、一時保護所を設置し、その位置は、大阪市北区長柄西1丁目とする。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(昭和46年6月17日施行、告示第230号の2)抄

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 大阪市立中央更生相談所条例(昭和40年大阪市条例第77号)は、廃止する。

附 則(平成16年3月29日条例第24号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

第4章 あいりんの人口と居住環境の変遷

(2) 国勢調査に見る変化

(1) 参考：国勢調査に見る人口構成－男女・区対比－

	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
あいりん計	19,296	27,429	30,306	27,818	29,124	23,217	22,233	23,083	27,080	23,978	23,401	25,241
あいりん女	9,867	13,539	14,363	12,906	9,464	6,956	5,554	5,022	4,167	4,225	3,720	3,729
あいりん男	9,429	13,890	15,943	14,912	19,665	16,261	16,679	18,061	22,913	19,753	19,681	21,512
区女	77,231	95,288	106,367	106,341	93,966	81,268	70,752	66,028	61,114	62,080	58,398	54,728
区男	74,278	93,365	108,287	106,478	100,834	88,495	80,068	78,232	81,026	79,769	78,415	78,039
区総計	151,509	188,653	214,654	212,819	194,800	169,763	150,820	144,260	142,140	141,849	136,813	132,767
	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
あいりん計	12.7%	14.5%	14.1%	13.1%	15.0%	13.7%	14.7%	16.0%	19.1%	16.9%	17.1%	19.0%
あいりん女	12.8%	14.2%	13.5%	12.1%	10.1%	8.6%	7.8%	7.6%	6.8%	6.8%	6.4%	6.8%
あいりん男	12.7%	14.9%	14.7%	14.0%	19.5%	18.4%	20.8%	23.1%	28.3%	24.8%	25.1%	27.6%

参考：国勢調査に見る一世帯当たり人員（男女・区＝あいりんを除く）

一世帯当たり人員（区はあいりん地区を除く数）

	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
合計	3.51	3.88	3.51	3.11	1.57	1.57	1.41	1.32	1.20	1.22	1.18	1.14
女性	1.79	1.92	1.67	1.44	0.51	0.47	0.35	0.29	0.19	0.22	0.19	0.17
男性	1.71	1.97	1.85	1.67	1.06	1.10	1.06	1.04	1.02	1.01	0.99	0.97
区女(除あ)	2.09	2.14	1.89	1.69	1.59	1.41	1.35	1.26	1.13	1.06	0.99	0.90
区男(除あ)	2.02	2.08	1.89	1.66	1.53	1.37	1.31	1.24	1.15	1.10	1.06	0.99
区計(除あ)	4.11	4.22	3.78	3.35	3.11	2.78	2.65	2.51	2.29	2.17	2.05	1.89

参考：1950 年を 100 としたあいりん地区内男人員増減推移指数

あいりん男	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
萩之茶屋1	100.0%	209.8%	293.3%	225.0%	451.8%	325.6%	377.5%	430.3%	553.9%	434.2%	453.0%	498.2%
萩之茶屋2	100.0%	212.5%	266.5%	376.8%	741.1%	767.8%	735.7%	886.9%	1310.1%	1186.9%	1240.6%	1471.7%
萩之茶屋3	100.0%	162.7%	219.6%	239.5%	278.0%	240.3%	244.8%	257.2%	315.4%	245.7%	233.3%	233.3%
山王1	100.0%	129.3%	144.2%	125.1%	100.1%	75.2%	66.2%	65.8%	62.0%	58.6%	51.2%	51.8%
山王2	100.0%	110.7%	116.1%	106.4%	91.4%	68.1%	58.2%	56.1%	54.8%	53.5%	55.1%	52.3%
太子1	100.0%	159.5%	143.9%	125.6%	236.5%	204.0%	237.1%	251.3%	330.1%	271.1%	249.6%	273.9%
太子2	100.0%	115.7%	103.5%	98.9%	130.1%	106.2%	102.7%	78.2%	84.0%	74.5%	58.8%	69.6%
花園北1	100.0%	219.0%	292.5%	341.6%	170.8%	180.7%	175.9%	238.3%	312.0%	378.0%	403.0%	446.7%
天下茶屋北1	100.0%	115.7%	103.5%	98.6%	129.8%	120.3%	91.9%	69.9%	108.7%	115.4%	121.1%	105.4%

(2) 参考*釜ヶ崎の実態 大阪府警察本部防犯部 昭和 36 年 9 月

5 防犯的にみた情勢

(1) 簡易宿所(ドヤ)の実態

ア 「ドヤ」の性格

この地区の「ドヤ」は、一時滞在の旅人を対象とした木賃宿が前身であるといわれているが、明治の末ごろから既に単身労働者が一時的滞在に利用する場所(居所)として、また世帯持ち、高齢者などが実質的にかれらの生活の本拠をおく場所(居所)として利用されていた。

さらに戦後は住宅難にあえぐ労働者(日雇、零細修繕業者)などの急増にともない、「ドヤ」は一層、居所、住所としての機能を強めるとともに、反面いわゆる流れ者の滞在も多くなり、前科者、ぐれん隊、街娼などの連絡所や隠れ家、たむろする場所としても利用されるようになった。

このように釜ヶ崎のいわゆる「ドヤ」は、社会生活にやぶれた人たちがほそぼそと生きていくための生活の本拠であり、定職と定まった収入のない人たちの一時的滞在所であり、さらには売春、麻薬、暴力団、ぞう物犯等の犯罪関係者の隠れ家、あるいは活動の拠点である等、その性格はきわめて複雑多岐なものがある。

「ドヤ」のもつこのような性格が「釜ヶ崎」の特殊性をかたちつくる「もと」になっており、この地域独特の反社会的風潮の根本原因をなしていると考えられるのである。

イ 「ドヤ」の数

現在釜ヶ崎地区には次表のとおり、180 軒(許可 130 軒、無許可 50 軒)の「ドヤ」があり、これに居住ないしは一時的滞在用者の数はおおむね 12,000~13,000 名ぐらいと推定される。

水崎地区には、48 軒の「ドヤ」があるが、そのうち許可をえているのはわずかに 3 軒であり、無許可が 45 軒もあることは注目を要する問題である。なお、この地区の「ドヤ」はほとんど戦後新築されたもので、現在約 2,000 名ぐらいが居住ないしは滞在しているものと推定される。

ウ 「ドヤ」の形態

「ドヤ」の形態は、両地区とも 1 室 3 畳、定員 2 名の小間式(標準型)と、2 段ベッドの蚕棚式、多人数雑居の大部屋式の三つであるが、標準型が大部分であり、蚕棚式のものはき

簡易宿所調 (36.8現在)

許可の有無町名別		有	無	計
釜ヶ崎地区	東田	36	4	40
	山王1~3	20	1	21
	東入船	34	21	55
	西入船	13	3	16
	海道	6	8	14
	甲岸	12	4	16
	今池	3	1	4
	曳舟	3	2	5
	東四条	2	2	4
	東萩	1	4	5
小計		130	50	180
水崎地区	霞町2			
	水崎	3	5	8
	馬淵		40	40
小計		3	45	48
合計		133	95	228

わめて少ない。

無許可の「ドヤ」はおおむね許可をうけた「ドヤ」に類似したものが多い。「ドヤ」の宿賃は西成宿屋旅館相互組合に加入しているもの及び水崎地区の標準型「ドヤ」は、1人1泊80円～100円のものが多く、両地区とも大部屋式のもの又は無許可のものの中には50円～60円ぐらいのものもあるが、いずれも日払いが原則である。

「ドヤ」の客室数は次表のとおりである。

エ 「ドヤ」の居住者

「ドヤ」の利用者層全体の傾向を知るために、昭和34年8月大阪社会学研究会の調査、及び昭和35年6月30日現在で調査した大阪市衛生局の資料を引用すると次の通りである。

(ア) 年齢別…… (大阪市衛生局) 調査対象 68軒(3,678名)

右の表によると、20年未満の者はわずかに2%であり……女の利用者は、男の約5分の1にすぎない。したがって「ドヤ」の住民はそのほとんどが20才以上の男性によって占められているといえる。

(イ) 職業別…… (大阪社会学研究会) 調査対象 39軒(1,864名)

左の表によって居住者を職業別にみると、行商人、露店商、くつみがき、かさ修繕業など零細ながら独立

簡易宿所の室数調(36.8現在)

室数 区分	釜ヶ崎	%	水崎
10室以下	22	41	2
11～15	20		
16～20	11		
21～25	16	39	1
26～30	13		
31～40	22		
41～50	16	20	
51以上	10		
計	130	100	3

年齢別 性別	20年未満	20年以上	合 計
男	46名 (1%)	3,018名 (83%)	3,064名 (84%)
女	49名 (1%)	565名 (15%)	614名 (16%)
計	95名 (2%)	3,583名 (98%)	3,678名 (100%)

職業 性別	自営及びき まった勤め 先のある人	おもに職 安の日雇	おもに霞 町で職を 求める人	その他の 職業(無 職を含 む)	合 計
男	606名	302名	310名	358名	1,576名
女	136名	19名		133名	288名
合 計 (%)	742名 (39.8)	321名 (17.2)	310名 (16.7)	491名 (26.3)	1,864名 (100)

自営商人及び名目だけの会社員、工員、店員、運転手など、一応安定した職にあるとみられる者が約40%であり、職安及びいわゆるヤミ手配師を通じて就労している自由労務者が約34%をしめている。これら一応労働によって収入を得ている人たち以外に約26%の者が、売春、麻薬、暴力団、立ちん坊(ぞう品買い)、競輪、パチンコなどを“めし”のたねにしている無職者である。

もちろんこの表にあらわれた数字だけによって直ちに「ドヤ」居住者全体の職業別比率を推定することは危険であるが、約20～30%ぐらいの犯罪関係者や反社会的な者が居住するとすれば、警察的にも大いに検討されるべき問題である。今回の事件にしてもこれらの者が中心になって扇動的役割を果たしたとみられ、「釜ヶ崎」の悪が「ドヤ」から生まれ、「ドヤ」の悪がさらにこれらの者によってつくり出されているからである。

(ウ)滞在期間…… (大阪社会学研究会調) 調査対象 39 軒(1,864 名)

左の表によると、ひとり者で1年以上宿泊しているものが、26.5%もあり、1カ月以内の宿泊者が、43%で約半数に近く、1～4泊の者は22.4%となっている。以上の点から、「ドヤ」は宿所にしては滞在期間が長く、居所というには短く、下宿やアパート的性格をもかねそなえた複雑なものであることがうかがわれる。

調査対象		ひとり者 夫婦者		1,576名 454組		
期間		1泊 ～ 4泊	5泊～ 1ヶ月 ぐらい	1ヶ月 ～1年 ぐらい	1年 以上	合計
性別		(名)				
	男	321	285	427	346	1,379
	女	31	40	54	72	197
ひとり者	計	352	325	481	418	1,576
	(%)	(22.4)	(20.6)	(30.5)	(26.5)	(100)
		(組)				
夫婦者		40	69	226	119	454
(%)		(8.8)	(15.2)	(49.7)	(26.3)	(100)

(エ)学歴…… (大阪社会学研究会調) 調査対象 1,857 名

旧制中学以上に学んだ学歴をもつ者が23%もあることは、やや意外におもえるが、これらの人は何らかのかたちで人生に敗北し、ここに流れつき、住みついたものと考えられる。

大学・高専 (卒業中退)	旧制中 新制高 (卒業中退)	(卒業中退)	無学の者	合計
52名 2.8%	379名 20.4%	1,302名 70.1%	124名 6.7%	1,857名 100%

(2) 簡易アパートの実態

釜ヶ崎地区の簡易アパートも、「ドヤ」同様この地域特有のものであり、実質的には「ドヤ」と何ら変らない状態である。分布状況は次表のとおりであるが、数的には「ドヤ」を上回っている。

この種のアパートは、権利金も不用であり、家賃も日払い(おおむね1日100円)のものが多く、利用者層も「ドヤ」と大差ないようである。

一方水崎地区のアパートは、同地区の無許可の簡易宿所と営業形態がよくており、両者を区別することは困難である。

また、利用者の層も両者共通した点が多い。簡易アパートの家賃は1カ月にして大体3,000円～3,500円というのが普通であるが、なかには700円台(2軒)のものもある。

簡易アパート調 (36.8現在)

町名別	アパート
東田	44
山王1～3	53
東入船	24
釜ヶ崎地区 西入船	16
海 道	10
甲 岸	21
今 池	9
曳 舟	13
東四条	
東 萩	12
小 計	202
水崎地区 霞町2	3
水崎地区 水崎	1
馬淵	
小 計	4
合 計	206

(3) 仮設住宅の実態

釜ヶ崎地区及び水崎地区内においては、南海電鉄ガード附近や都市計画道路並びに公園予定地、空地等にバラック建ての全くお粗末ないわゆる仮設住宅が多数ある。終戦直後はごくわずかのものに過ぎなかったが、いつのまにか増加して現在は釜ヶ崎地区に160数戸、水崎地区に170戸ぐらいい集し、極端な密集状態を呈している。この住宅のほとんどは直接地面に柱を建てて造ったものであり、100世帯に水道がわずかに2カ所、便所も数カ所しかない状態である。

家賃は、1カ月2,000円ぐらいが標準であり、3畳1間というのが普通であるが、なかにはさら

に区切って間貸ししているものもある。居住者は家族持ちが多いため、居住年数は相当長く、2年未満のものは約 20% ぐらいである。

居住者の職業は自由労務者を筆頭に工員、露店商などが多い。

(4) 旅館の実態

釜ヶ崎地区に 67 軒、水崎地区に 8 軒の旅館があるが、その状況は左表のとおりである。

これらの旅館は、いわゆるつれ込み式のアベック専門のものが多く、設備も悪く低級なものが多い。したがって、一般客の宿泊は少なく、むしろぐれん隊や売春関係者に利用されている面が多いようである。宿泊料も次表のとおり、1 人 1 泊 300 円というところが多く、客室も 10 室以下のものが多い。

(5) 浮浪者等の実態

ア 釜ヶ崎地区の浮浪者は、次表のとおり、青空浮浪者 162 名(男 148 名、女 14 名)が 8 カ所に散在している。小屋掛け浮浪者は数年前までは 5 名ぐらいがはいかいしていたが、附近住民の苦情があつて、小屋掛けは撤去され、現在は見当たらない。

イ 水崎地区の青空浮浪者は 110 名(男 97 名、女 13 名)と、小屋掛け浮浪者 30 名(いずれも男)が 4 カ所に散在している。

ウ 青空浮浪者の形態は、夏期は主として公園、空地等に集まっている。冬期が近づく、と、地下鉄、国鉄、私鉄の駅乗降口、待合所附近へと移動し、取締り収容が強化されると、阿倍野橋(阿倍野署)、天王寺公園(天王寺署)、通天閣附近(浪速署)へと移動している。

エ 浮浪者の収容(厚生)施設は次のとおりである。

梅田厚生館 定員 100 名 現在員 65 名
大阪市北区小深町

(ア) 釜ヶ崎地区

自彊館	定員 427 名	現在員 400 名	大阪市西成区西今船町
西成寮(单身男子)	定員 400 名	現在員 250 名	大阪市西成区松通 7 丁目
朝光寮(单身女子)	定員 70 名	現在員 70 名	大阪市西成区松田町
四恩学園	定員 50 名	現在員 46 名	大阪市西成区東入船町

旅館(普通)調 (36.8現在)

許可の有無 町名別		有	無	計
釜ヶ崎地区	東田	7	1	8
	山王1~3	37		37
	東入船	1	2	3
	西入船		2	2
	海道			
	甲岸			
	今池	8	1	9
	曳舟	5		5
	東四条	1		1
	東萩	2		2
	小計	61	6	67
水崎地区	霞町2	7		7
	水崎馬淵	1		1
	小計	8		8
合計		69	6	75

宿泊料調(無許可6軒含)(36.8現在)

	1人宿泊する場合			
	200~300 円	400 円	600 円	計
釜ヶ崎	55	7	5	67
水崎	6	2		8

客室数調 (36.8現在)

	10 以下	11 ~15	16 ~20	21 ~25	26 ~30	31 ~40	計
釜ヶ崎	52	5	2	1		1	61
水崎	5	1	2				8

(イ) 水崎地区

塩草寮(単身男子)	定員 85 名	現在員 85 名	大阪市浪速区塩草町
高野山寮(単身男子)	定員 75 名	現在員 80 名	大阪市浪速区塩草町
さかえ寮	定員 100 名	現在員 64 名	大阪市浪速区栄町 6

現在(夏季)これらの施設には収容能力に余力があるが、冬期になると定員を超過する状況である。梅田厚生館の例によると収容しても病弱者、老衰者、幼児でない限り他の施設へ送ることができないので、半日ぐらい(1 回分の食事給与)で放還することになっている。また帰郷旅費(切符を購入して与える)を支給して汽車に乗せても途中下車して舞い戻ってくるものなど悪循環をくり返しているのが現状である。

オ 以上のようなはっきりした浮浪者のほかに、西成署管内にある 6 軒の寄せ屋(再生資源回収業)に寄宿して、くず拾いをしているものが相当数あるが、これらは潜在浮浪者としての要素をもっており、生来の精神的障害、怠惰癖、逃避癖等から、ちょっとしたことで青空浮浪者に転落する危険な要素を多分に内蔵しているものもある。

カ 浮浪者ではないが、都市計画道路、公園予定地、他人所有の空地等を不法占拠して仮設のバラックを建て群居しているものが、釜ヶ崎地区で 4 カ所、164 戸、572 名、水崎地区で 2 カ所、270 戸、1,400 名ある。

これら仮設バラックの居住者はほとんどが家族持ちであり、かつ一応安定した職業をもって

浮浪者等の実態調査 (36.8現在)

地区別		釜ヶ崎地区												水崎地区				合計		
派出所別		東田町派出所						北門派出所		飛田派出所		秋之茶屋派出所		小計	霞町派出所	水崎町派出所			小計	
町別		東田町	東入船町	西入船町	海道町	甲岸町	今池町の一部	曳舟町	山王町一丁目	山王町二丁目	山王町三丁目	今池町の一部	東四条町		東萩町	霞町一・二丁目	水崎町			馬淵町
青空浮浪者	男	50		15	20				5	3			5	50	148	30	30	37	97	245
	女	5			2				3				1	3	14		10	3	13	27
	小計	55		15	22				8	3			6	53	162	30	40	40	110	272
小屋掛け浮浪者	男																10	20	30	30
	女																10 (10)	20 (20)	30 (30)	30 (30)
仮設バラック浮浪者	男			40		25							250	30	345		300	500	800	1,145
	女					15							200	12	227		200	400	600	827
	小計			40 (20)		40 (19)							450 (100)	42 (25)	572 (164)		500 (100)	900 (170)	1,400 (270)	1,972 (434)
合計	男	50		55	20	25			5	3			255	80	493	30	340	557	927	1,420
	女	5			2	15			3				201	15	241		210	403	613	854
	小計	55		55	22	40			8	3			456	95	734	30	550	960	1,540	2,274

注 () の数字は、小屋掛け、仮設バラックの戸数を示す

いるのであるが、底辺層にあえぐ一部のものは、青空浮浪者と同様、その放浪癖から、くず拾い、こじき等一定の職をもたず、漫然と浮浪者の生活を続けているものもある。

キ また、平素は簡易宿等に仮泊しているものでも、生来の怠惰癖や遊興癖から働く意欲をなくしたとき、あるいは家出人等で所持金を使い果たし、一時的に青空浮浪者に転落しているものも時おり見受けられる。

参考* あいりん地区の実態 ☆昭和 56 年の防犯活動概況を中心として 大阪府警察本部防犯部 / 西成警察署 昭和 57 年 3 月

工 簡易宿所等に対する防災設備等の整備促進

消防局(消防署)、環境保健局(保健所)、建築局では、昭和 52 年末から、簡易宿所等に対する防災設備の改善指導を強力にすすめ、これを契機として、大幅な整備改善がみられているが、56 年中においても引き続き指導を実施した。

別表第1 その1		地区内における簡易宿所等調査										昭和56年12月末現在			
町名別		花園北	花園北	萩之茶屋	萩之茶屋	萩之茶屋	太子	太子	山王	山王	山王	1天下茶屋北	合計	上段:最大 下段:55年 との対比	
業態別		1丁目	2丁目	1丁目	2丁目	3丁目	1丁目	2丁目	1丁目	2丁目	山王3丁目一部	1丁目の一部			
簡 易 宿 所		(2) 2		(60) 61	(39) 42	(19) 20	(39) 46	(4) 4	(3) 8	(2) 4		1	(168) 189	17,674	
ア パ ー ト	日払	(3) 7		(2) 5	(5) 7	(8) 12	2	2	3	5			(15) 43	2,310	
	月払	(3) 9	10	(4) 29	(1) 36	(1) 21	46	16	(1) 58	38	1	6	(9) 270	3,942	
旅 館							6	3	12	8		1	30	537	
計		(8) 18	10	(66) 95	(41) 85	(28) 53	(39) 100	(4) 25	(3) 81	(3) 55		2	(192) 532	24,463	
構 造	旅 館						6	3	12	8		1	30	0	
	簡 易 宿 所	木造	1		27	18	7	22	2	5	3	1	1	87	-1
		鉄筋	(1) 1		(21) 34	(16) 24	(8) 13	(15) 24	(2) 2	(2) 3	1			(65) 102	0
	ア パ ー ト	平 屋	日払											0	0
			月払											0	0
		木造2,3階	日払			4	4	4	2	2	3	4		23	+1
			月払	5	8	23	29	17	44	16	56	37	1	6	242
		鉄 筋	日払	(5) 7		(3) 1	(1) 3	8				1		(9) 20	0
			月払			(1) 6	7	(1) 4	(1) 2		(1) 2	(1) 1		(5) 28	0
	計		(6) 18	10	(22) 95	(19) 85	(10) 53	(16) 100	(2) 25	(3) 81	(1) 55		2	(19) 532	±0

注:上段()は、毎月20日調査の対象件数を示す。下段()内は、5階以上の高層建築を示す。

別表第1 その2 2. 構造・設備 簡易宿所実態 昭和56年12月末現在

区分	階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	計
建物 様式	木造	51	36							87
	鉄筋	2	11	24	10	10	36	6	3	102
設備	エレベーター				2	1	8	5	3	19
	冷 房	1	2	1	5	2	3	2	3	19
	暖 房			1	2		1	1	3	8
	内 湯	6	10	4	4	4	19	4	3	54

別表第1 その2 1. 収容能力 簡易宿所実態 昭和56年12月末現在

組合加入別		加 入		未 加 入		合 計	
区 分		戸数	収容能力	戸数	収容能力	戸数	収容能力
個人経営	個室(小間)	120	11,704	33	1,413	153	13,117
	箱 型	2	(132)			2	(132)
	個室・箱型併用	4	(424)	1	(73)	5	(497)
			758		101		859
	計	126	(556) 12,594	34	(73) 1,514	160	(629) 14,108
会社経営	個室(小間)	23	2,946	4	192	27	3,138
	箱 型	1	(338)			1	(338)
	個室・箱型併用	1	(40)			1	(40)
			338				338
	計	25	(378) 3,374	4	192	29	(378) 3,566
合 計	個室(小間)	143	14,650	37	1,605	180	16,255
	箱 型	3	(470)			3	(470)
	個室・箱型併用	5	(464)	1	(73)	6	(537)
			848		101		949
	計	151	(934) 15,968	38	(73) 1,706	189	(1,007) 17,674

注:()内は、箱形個室の数を示す

(3) あいりん地区簡易宿所調査 1969年3月関西都市社会学研究会（住所は、愛隣会館内）。

T1 簡易宿町別年次変化(保健所資料)

		合計	東田	山王123	今池	東入船	西入船	海 道	甲 岸	東 萩	東 四 条
簡易宿所許可	36年	124	36	19	3	34	13	6	12	1	
	37年	125	35	17	3	36	13	7	13	1	
	39年	157	43	19	4	43	12	10	18	5	3
	42年	171	42	19	4	48	13	12	21	9	3
簡易宿所無許可	43年	172	43	19	4	48	13	12	21	9	3
	36年	50	4	1	1	17	0	4	4	19	
	37年	50	4	1	1	17	0	4	4	19	
	39年	48	3	3	0	14	2	3	1	20	2
合計	43年	69	5	3	1	15	3	14	1	25	2
	36年	174	40	20	4	51	13	10	16	20	
	39年	205	46	22	4	57	14	13	19	25	5
	43年	241	48	22	5	63	16	26	22	34	5

T2 形態別施設数(s39.9) 保健所資料

	小間式(個室)	階層式	追込式(大部屋)	合計
許可宿	158	12	4	169
無許可宿	18	28	5	51
合計	171	40	9	220

T3 形態別施設数(s43.3) 保健所資料

	個室	階層式	個室+階層式	大部屋+階層式	合計
許可宿	136	29	5	2	172
無許可宿	20	48	1	0	69
合計	156	77	6	2	241

T8 宿の構造変化(許可時-44年2月)

	高層化した宿	内部の大きな改造		理由不明の部屋数増	小計	建築時より殆ど変化なし	計
		部屋の細分化	部屋の改造と大型化				
2階建	14(増棟)	23	6	17	60	55	115
3階建	木造	15	0	0	2	1	18
	鉄骨以上	3	5	0	8	9	17
4階建	6	0	1	0	7	3	10
6階以上	6	0	0	0	6	4	10
計	44	28	7	19	98	72	170
	25.8%	16.6%	4.1%	11.2%	57.7%	42.7%	

ここで注目すべき事は、改造、改築によって部屋の規模が小さくなっていることである。高層化され立派に見える宿も、大多数は小部屋(1~2帖、但し殆どは1帖)である。外観のデラックス化程には居住条件はよくなっていないと言っていいようである。

部屋の形態変化	当初	現在
A:3帖以上の部屋のみからなる宿	134	A上 3
		A 59
		B 35
		C 12
		D 14
		E 7
		E K 3
B:3帖以上の部屋が主体	2	D K 1
		B 1
C:3帖以上と小個室(1~2帖)の組み合わせ	2	B K 1
		C 1
D:小個室が主体	0	D 1
E:小個室のみ	7	E 5
		D 1
		E K 1
K:階層式	15	K 11
		B O 1
		E K 2
		B K 1
O:追い込み式		
E O	1	E 1
E K	5	E K 5
K O	2	K O 2
合計	168	168